

○国土交通省告示第四百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年五月十六日

国土交通大臣 大畠 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道375号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市西条町馬木地内から同市黒瀬町乃美尾字ナマツ原地内まで及び同市黒瀬町樅原字鷹原地内から同市黒瀬町津江字新寺地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分

広島県東広島市西条町馬木、黒瀬町宗近柳国字塔ノ平、字ガガラ山、字聖原、字水落山、字呉ヶ谷及び字下モ原、黒瀬町南方字岩幕山及び字池ノ上、黒瀬町乃美尾字新池谷及び字ナマツ原、黒瀬町樅原字鷹原、字鷹巣、字源六原及び字猿取、黒瀬町兼広字松ヶ原、字イケノ段、字エケノ段、字大幸開、字鷹巣原、字イゲノ段、字鷹ノ原、字鷹ノ巣、字成ヶ畠、字鷹巣及び字南丸子山並びに黒瀬町津江字イラスケ麓鷹ノ巣、字女男岩、字鷹之巣、字深谷、字向原及び字新寺地内

2 使用の部分

広島県東広島市西条町馬木並びに黒瀬町宗近柳国字塔ノ平及び字ガガラ山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県東広島市高屋町溝口地内の高屋ジャンクション・インターチェンジから呉市阿賀中央五丁目地内の阿賀インターチェンジ（仮称）までの延長32.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道375号改築工事（東広島・呉自動車道）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間のうち東広島市西条町馬木地内から同市高屋町溝口地内までの区間は同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、それ以外の区間は同項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道375号（以下「本路線」という。）は、呉市を起点とし、東広島市、三次市等を経て大田市に至る延長179.3kmの主要幹線道路である。

本路線の沿線のうち、広島県呉市及び東広島市（以下「本地域」という。）は、多数の工業団地が立地し、電気・精密機器、自動車部品、鉄鋼等の製造が盛んな地域であり、製造された工業製品は重要港湾である呉港、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）、広島空港等を利用して全国へ輸送されている。

しかしながら、本地域にはこれら物流等を担う主要幹線道路が本路線しかないことから、本件区間に對応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等の通過交通と地域内交通とがふくそうしており、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東広島市黒瀬町乃美尾地内で20,231台／日であり、混雑度は1.50となっている。

本事業の完成により、山陽自動車道等と一体となって広島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性が確保され、物流の効率化が図られるなど、沿線地域の産業及び経済の発展に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成2年10月に大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏ま

え、起業者が平成21年7月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔及び営巣、クマタカ及びハヤブサの飛翔、環境省レッドリストに絶滅危惧II類として掲載されているサシバの飛翔及び営巣が確認されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧I類として掲載されているコバネアオイトトンボ、絶滅危惧II類として掲載されているカスミサンショウウオ、オグマサナエ等の生息が確認されている。オオタカについては、営巣場所の直近はトンネル区間であることなどから、繁殖に及ぼす影響は小さいとされているが、起業者は継続的にモニタリング調査を実施し、必要に応じ工事車両の立入制限等の措置を講じることとしている。クマタカ及びハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線周辺に不定期に飛来する程度であることなどから、影響がないとされている。サシバについては、生息環境の一部を改変するが、営巣地は計画路線から離れていることから影響は極めて小さいとされている。コバネアオイトトンボ、カスミサンショウウオ及びオグマサナエについては、生息環境は計画路線により消失するものではなく、工事施工時は濁水の流出を軽減するなどの保全措置を講じることから影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧II類として掲載されているキキヨウ等の生育が確認されているが、生育環境が計画路線により消失するものではないことから影響はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、広島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年11月19日に都市計画決定され、平成17年2月28日に変更決定された都市計画と、インターチェンジの形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、広島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの整備が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、呉市長を会長とする東広島呉自動車道建設促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県東広島市役所